

国立大学法人愛知教育大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤役員に支給される報酬のうち、期末特別手当については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う実績評価の結果及び役員の職務の困難度、実績度を総合的に勘案し、経営評議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	地域手当の支給を開始した。なお、支給割合については2% (国に定められた割合の二分の一)とした。
理事	地域手当の支給を開始した。なお、支給割合については2% (国に定められた割合の二分の一)とした。
理事(非常勤)	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,294	千円 12,780	千円 5,259	千円 255 (地域手当)		3月31日	
A理事	千円 14,396	千円 9,720	千円 3,999	千円 194 (地域手当) 483 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 13,074	千円 9,072	千円 3,733	千円 181 (地域手当) 88 (通勤手当)			
C理事	千円 13,014	千円 8,736	千円 3,595	千円 174 (地域手当) 509 (通勤手当)	4月1日		
D理事 (非常勤)	千円 3,996	千円	千円	千円		3月31日	
A監事 (非常勤)	千円 3,996	千円	千円	千円			
B監事 (非常勤)	千円 3,996	千円	千円	千円			

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準・物価等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。

注2:「前職」欄は、役員の前職の種類別に以下の記号を付した。
退職公務員「*」、役員出向者「」」、独立行政法人等の退職者「」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	千円 5,964	4	0	20.3.31	-	当法人の役員退職手当規程に基づき、役員としての在職期間における業績を1.0と評価し、特に増・減額なしで支給額を決定した。	
理事	千円	年	月			該当者なし	

注:「前職」欄は、役員の前職の種類別に以下の記号を付した。
退職公務員「*」、役員出向者「」」、独立行政法人等の退職者「」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*」、該当がない場合は空欄。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

〔 中期目標・中期計画を踏まえ、業務の簡素・合理化、職員の適正配置等により、効率的な運営を図りつつ、人件費を抑制する。また、職員の能力・実績等を給与に適切に反映させる。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 中期目標・中期計画を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じ、昇給・昇進・降格の実施および勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。 〕

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
本給 (昇給)	職員が一定期間良好な成績で勤務したとき、勤務成績に応じ、標準より上位の号俸に昇給させることができる。
本給 (昇進・降格)	職員の勤務成績が良好で、かつ昇進の基準に達している場合、その者の従事する職務に応じ、1級上位の級に昇進させることができる。また、職員の勤務制成績が不良である場合等は、1級下位の級に降格させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤勉手当支給基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて支給割合(成績率)を加減し、支給する。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・初任給を中心に、若年層に限定した本給月額の上引き上げ(例：一般職(一)本給表 1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%、4級以上は改定なし。)を行った。
- ・地域手当の支給割合を、刈谷市・岡崎市に在勤する職員については4%に、また名古屋市に在勤する職員については11%に引き上げた。
- ・子等にかかる扶養手当について、1人につき6,500円に引き上げた。また、3人目以降も同額とした。
- ・南極観測隊員として、南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当(極地観測手当：1日につき1,900円～4,100円)を新設した。
- ・勤勉手当の支給率を年1.45月から年1.5月に引き上げた。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

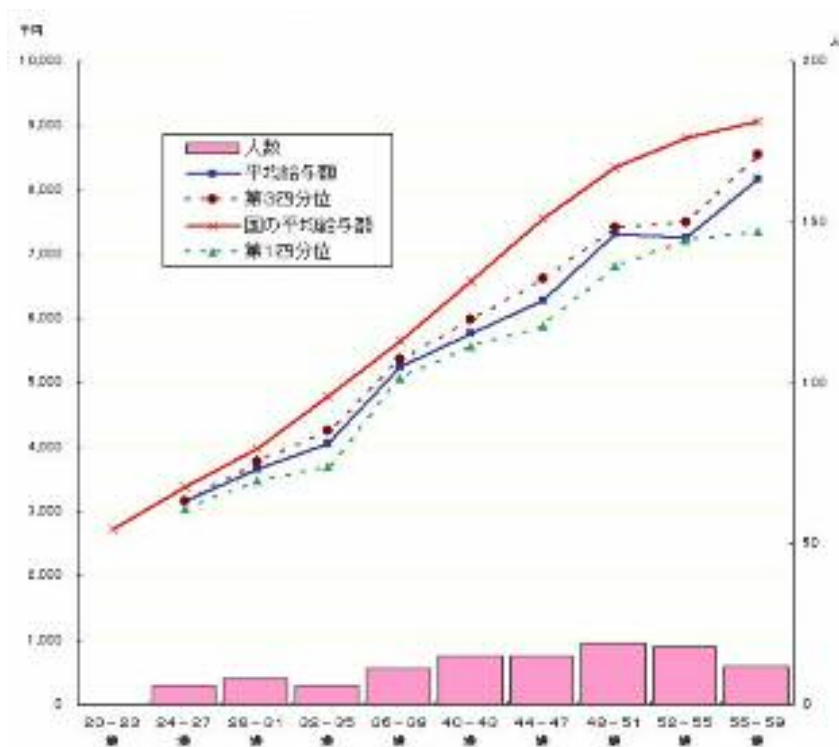
区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	493	45.5	7,927	5,698	135	2,229
事務・技術	110	45.1	6,303	4,568	134	1,735
教育職種 (大学教員)	234	49.6	9,295	6,592	142	2,703
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	51	41.1	7,236	5,322	134	1,914
教育職種(附属 義務教育学校教員)	95	38.2	6,895	5,070	120	1,825
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					
再任用職員	8	63	5,306	3,906	181	1,400
事務・技術	4	61.5	4,426	3,264	181	1,162
教育職種 (大学教員)	4	64.5	6,187	4,548	181	1,639
非常勤職員	1					
事務・技術	1					

注) 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

- ・常勤職員の技能・労務職種, その他の医療職種(医療技術職員), その他医療職種(看護師), 及び非常勤職員の事務・技術職種については, 該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから人員以外は記載していない。
- ・常勤職員の技能・労務職種とは, 自動車運転手である。
- ・常勤職員の教育職種(附属高校教員)には, 附属特別支援学校教員を含む。
- ・常勤職員の教育職種(附属義務教育学校教員)には, 附属幼稚園教員を含む。
- ・常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)とは, 栄養士である。
- ・在外職員、任期付職員については, 該当者がいないため省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))(在外職員,任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。)

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



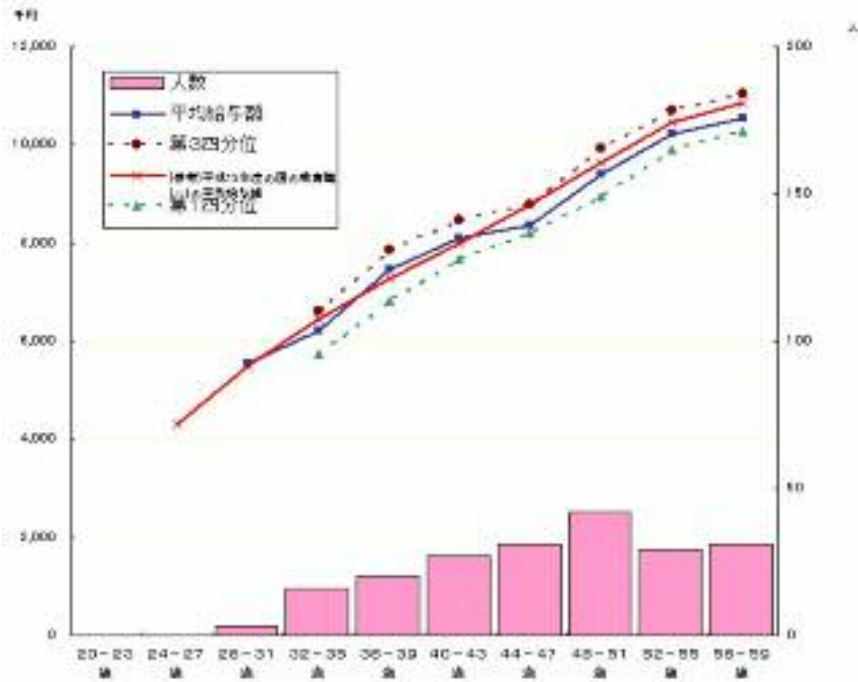
注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
局長	1	-	-	-	-	-	-
部長	1	-	-	-	-	-	-
課長	9	55.9	7,497	8,195	8,561		
課長補佐	16	52.8	6,924	7,311	7,597		
係長	57	46.3	5,605	6,294	6,875		
主任	6	45.5	5,375	5,746	6,125		
係員	20	29.7	3,164	3,630	3,827		

注:局長・部長については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「人員」以外の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))



注: 年齢28～31歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	140	55.1	9,538	10,232	10,861		
准教授	73	42.7	7,609	7,964	8,403		
講師	18	33.8	5,736	6,097	6,608		
助手	3	54.5	-	6,056	-		

注: 助手については、該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから第1・第3分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長 主任	係長	課長補佐
人員 (割合)	110 人	5 人 (4.5%)	15 人 (13.6%)	44 人 (40.0%)	31 人 (28.2%)	9 人 (8.2%)
年齢(最高 ~最低)		26 } 24 歳	34 } 27 歳	58 } 36 歳	59 } 46 歳	59 } 54 歳
所定内給 与年額(最 高-最低)		2,292 } 千円	3,332 } 千円	4,960 } 千円	5,614 } 千円	6,331 } 千円
		2,207	2,447	3,466	4,590	5,126
年間給与 額(最高- 最低)		3,164 } 千円	4,548 } 千円	6,841 } 千円	7,773 } 千円	8,561 } 千円
		3,047	3,376	4,772	6,525	7,229

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長	局長	局長
人員 (割合)		4 人 (3.6%)	1 人 (0.9%)	1 人 (0.9%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		59 } 51 歳	}	}	}	}
所定内給 与年額(最 高-最低)		6,913 } 千円	}	}	}	}
		5,784				
年間給与 額(最高- 最低)		9,573 } 千円	}	}	}	}
		8,087				

注:7級・8級については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「人員(割合)」以外の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	234 人	0 人 (0.0%)	3 人 (1.3%)	18 人 (7.7%)	73 人 (31.2%)	140 人 (59.8%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		}	60 } 46 歳	39 } 31 歳	54 } 35 歳	62 } 46 歳	}
所定内給 与年額(最 高-最低)		}	4,594 } 千円	4,934 } 千円	6,310 } 千円	8,758 } 千円	}
			4,152	3,765	4,499	5,699	
年間給与 額(最高- 最低)		}	6,381 } 千円	6,906 } 千円	8,905 } 千円	12,268 } 千円	}
			5,787	5,282	6,212	8,076	

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 65.1	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 34.9	% 35.4
	最高～最低	% 43.1～33.1	% 40.6～31.7	% 41.8～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.5	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.4	% 32.5	% 33.4
	最高～最低	% 39.9～31.8	% 35.4～30.2	% 36.2～31.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 67.3	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.2	% 32.7	% 33.4
	最高～最低	% 36.6～33.3	% 35.0～31.9	% 34.6～32.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.4	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.1	% 32.6	% 33.3
	最高～最低	% 37.1～32.2	% 35.4～31.0	% 34.8～31.8

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

事務・技術職員

86.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

事務・技術職員

101.6

教育職員(大学教員)

98.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い, 当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては, すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として, 法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい, 人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 86.9
	参考 地域勘案 86.1 学歴勘案 85.4 地域・学歴勘案 85.1
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 68.2% (国からの財政支出額 6,105,956千円, 支出予算の総額 8,951,301千円:平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は68.2%であるが, 給与水準の対国家公務員指数は86.9%, また平成18年度決算における累積欠損は無い。 以上のことから給与は適切な水準であると考え。</p>
講ずる措置	引き続き人件費を見直し, 抑制することにより適切な給与水準を維持するよう努めていく。

教育職員(大学教員)

国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

97.9

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増 減
給与,報酬等支給総額 (A)	千円 4,611,329	千円 4,776,164	千円 (%) 164,835 (3.5)	千円 (%) 348,671 (7.0)
退職手当支給額 (B)	千円 543,691	千円 669,215	千円 (%) 125,524 (18.8)	千円 (%) 112,450 (26.1)
非常勤役員等給与 (C)	千円 345,804	千円 364,576	千円 (%) 18,772 (5.1)	千円 (%) 39,214 (12.8)
福利厚生費 (D)	千円 581,527	千円 625,441	千円 (%) 43,914 (7.0)	千円 (%) 30,655 (5.0)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 6,082,351	千円 6,435,396	千円 (%) 353,045 (5.5)	千円 (%) 227,662 (3.6)

注1:「非常勤役員等給与」においては、受託研究費により雇用される職員にかかる費用及び人材派遣契約にかかる費用等を含み、財務諸表附属明細書に含まれている非常勤の退職手当引当金は含まないため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。
注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

平成19年度総人件費の前年度比増減と主な要因について

- ）「給与,報酬等支給総額」
事務部門の業務合理化・役職の兼務。事務職員、大学教員の欠員補充を抑制したことによる職員数の減、再雇用職員の活用及び退職者の後任者の給与額が減少したため、前年度比3.5%となった。
- ）「最広義人件費」
「給与,報酬等支給総額」の減少に加え、退職者数が減少したための退職手当額の減及び共済組合掛金等の福利厚生費が減少したため前年度比 5.5%となった。

行革推進法、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況
)中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
)中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 長期的な人件費計画及び人件費の見通しのもとに、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに平成17年度の人件費予算相当額をベースに概ね4%の人件費削減に向けた取組を行う。
)人件費削減の取組の進ちょく状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度
給与,報酬等支給総額 (千円)	5,145,369	4,776,164	4,611,329
人件費削減率 (%)		7.2	10.4
人件費削減率(補正值) (%)		7.2	11.1

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年・平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%,0.7%である。
注2:基準年度(平成17年度)の給与,報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし。